

議案第45号

朝来市公共交通会議条例制定について  
朝来市公共交通会議条例を別紙のとおり定める。  
平成30年8月30日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議する朝来市公共交通会議を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、朝来市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃等の協議に関すること。
- (3) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (4) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (5) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 関係する公共交通事業者等の運転者が組織する団体の代表
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表空家等対策審議会の項の次に次のように加える。

公共交通会議	委員	日額	9,000円
--------	----	----	--------

## 議案第 45 号資料

### 朝来市公共交通会議条例逐条解説

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、朝来市公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

【解説】

道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、朝来市公共交通会議を設置し、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行おうとするものです。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通の在り方の協議に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃等の協議に関すること。
- (3) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (4) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (5) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

【解説】

交通会議の所掌事務は、上記各号に掲げるものとしています。

コミュニティバスをはじめ、必要な交通手段の導入等について、関係機関と連携や情報共有を行い、建設的な協議を進めるほか、適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、事業計画、運行計画についての協議、自家用有償旅客輸送の必要性の協議を行います。

また、形成計画の作成及び変更の協議、実施に係る連絡調整、事業の実施に関することを所掌事務としています。

(組織)

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 関係する公共交通事業者等の運転者が組織する団体の代表
- (4) 市民

- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

**【解説】**

交通会議の委員は24人以内とし、委員は、上記各号に掲げる者で組織するものとして

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

**【解説】**

委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間としています。

なお、再任されることができるとしています。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**【解説】**

交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めるとしています。

また、会長は、会務を総理し、交通会議を代表し、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理することとしています。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

**【解説】**

交通会議は会長が招集し、会長が交通会議の議長となります。

また、交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開けず、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとしています。

さらに、必要がある場合は、委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことができるものとしています。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

【解説】

委員は、本交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、誠実な実施に努めるものとしています。

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

【解説】

第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に専門部会を置くことができるものとしています。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

【解説】

本交通会議の庶務については、市長公室総合政策課において処理するように定めています。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか必要な事項については、別に定められるようこの条例を設けています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日について定めるものです。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

【解説】

この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命をされる委員の任期は、平成32年3月31日までとすることについて定めるものです。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

【解説】

この条例の施行後及び任期満了後、最初に開かれる会議の招集権者について定めるものです。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表空家等対策審議会の項の次に次のように加える。

公共交通会議	委員	日額	9,000円
--------	----	----	--------

【解説】

委員会の委員は朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1条に規定する委員会の委員等として、報酬及び費用弁償を支給することとして、同条例別表の報酬額表に公共交通会議の項を加え、委員の報酬額を定めるものです。

### 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(附則第4項関係)

現 行				改 正 案						
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)						
報酬額表				報酬額表						
区分		報酬の額		区分		報酬の額				
教育委員会	委員	年額	311,000円	教育委員会	委員	年額	311,000円			
(略)				(略)						
空家等対策審議会	委員	日額	9,000円	空家等対策審議会	委員	日額	9,000円			
スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円	公共交通会議	委員	日額	9,000円			
(略)				スポーツ推進委員				委員	年額	50,000円
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職員				地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職員						
		月額	453,600円			月額	453,600円			
		日額	24,600円			日額	24,600円			
		時間額	2,700円			時間額	2,700円			
			以下				以下			
			以下				以下			
			以下				以下			